

懲戒処分等の情報の公表

会則第12条第4項の規定により下記会員に対する処分が行われたので、懲戒処分等の情報の公表に関する規則（平成18年11月14日施行）に基づき、以下に公表する。

《会則第12条および第47条の2の規定に基づく会長による会員の処分》

- ・氏名 戒谷 隆司
- ・登録番号 85264219
- ・会員番号 3010
- ・事務所所在地 大阪市中央区材木町3-14-501ハイツ材木町
- ・所属支部 中央支部
- ・処分年月日 平成19年8月30日
- ・処分内容 廃業勧告及び無期限の会員の権利の停止
- ・処分理由 会費滞納

平成19年8月30日

大阪府行政書士会

会長 北口 義明

※ 公表する期間：処分の日から5年